

開発途上国の障害者教育

－教育法制と就学実態－

小林 昌之 編

2013 年 3 月

独立行政法人日本貿易振興機構
アジア経済研究所

調査研究報告書

新領域研究センター 2012-C-39

「開発途上国の障害者教育－教育法制と就学実態」研究会

まえがき

本調査研究報告書は、アジア経済研究所が 2012 年度から 2 年間の予定で実施している「開発途上国の障害者教育－教育法制と就学実態－」研究会の 1 年目の中間報告書である。本研究は、2008 年度と 2009 年度に実施した「開発途上国の障害者と法－法的権利の確立の観点から」（小林昌之編『アジア諸国の障害者法－法的権利の確立と課題－』アジア経済研究所、2010 年）および 2010 年度と 2011 年度に実施した研究会「開発途上国の障害者雇用－雇用法制と就労実態」（小林昌之編『アジアの障害者雇用法制－差別禁止と雇用促進－』アジア経済研究所、2012 年）の成果を踏まえて実施されているものである。

先行研究では、アジア 7 ヶ国の障害者立法の全体像を明らかにしたうえで、個別分野のうち最も喫緊な課題である障害者の雇用に焦点を当てて研究を行った。ここで明らかになったのは、障害者が一般労働市場で就労するためには、その前提として十分な教育・訓練を受けることが必要となっていることである。そこで本研究では、主として法学の視点から障害者教育に焦点を当て、障害者権利条約の諸規定を基準に、開発途上国における教育法制とそれに基づく就学実態を調査し、障害者の教育の権利実現に向けた課題について分析することとする。本研究会の最終成果は 2013 年度に執筆され、翌 2014 年度中に研究書として刊行される予定である。本書は中間報告であるため、引用にあたっては最終成果物の研究書を参照されたい。

研究会委員は、現地の法律と言葉に精通しているアジア法を専門とする研究者と「障害と開発」やアジアの障害当事者運動に造詣の深い研究者・実務家ならびに障害者教育を専門とする委員によって構成される。研究は両者が協働する形で進められ、議論と現地調査をとおして、現地の法制度、法文化、障害当事者の動向を踏まえた論考とすることができると期待される。本報告書は中間報告として、各国の障害者教育の現状、障害者教育法制およびいくつかの論点についてまとめている。来年度はこれらをもとに議論を重ね、開発途上国における現行の教育法制が、障害者権利条約が定めるインクルーシブな教育などの実現を可能としているのか、いかなる課題を抱えているのか明らかにしたい。

今年度の研究会では、元 JICA 国際協力専門家の二羽泰子氏から日本の特別支援教育と開発途上国支援に関して、佛教大学専任講師の今川奈緒氏からアメリカ障害者教育法の発展と課題に関して、茨城キリスト教大学専任講師の宮内久絵氏からイギリスの特別なニーズ教育の現状と課題に関して、大変興味深い内容のレクチャーをいただいた。また、現地調査に際しては多くの方々に貴重な時間を割いていただき、有用な情報をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

2013 年 3 月

編 者

執筆者一覧

序 章	小林昌之*	開発研究センター 主任調査研究員
第1章	崔 栄繁	DPI 日本会議
第2章	小林昌之	
第3章	西澤希久男	関西大学政策創造学部 准教授
第4章	森 壮也	開発研究センター 貧困削減・社会開発研究グループ長代理
第5章	川島 聡	東京大学先端科学技術研究センター 客員研究員
第6章	黒田 学	立命館大学産業社会学部 准教授
第7章	浅野宜之	大阪大谷大学人間社会学部 教授

*研究会主査兼幹事

目 次

まえがき
執筆者一覧
目次

序 章 研究会の背景と目的	小林昌之 …………… 1
第1章 韓国の障害者教育法制度と実態	崔 栄繁 …………… 9
第2章 中国の障害者教育と法	小林昌之 …………… 33
第3章 タイにおける障害者教育と法的権利	西澤希久男………… 49
第4章 フィリピンにおける障害者教育法	森 壮也 …………… 59
第5章 マレーシアの障害児教育	川島 聡 …………… 73
第6章 ベトナムの障害者教育法制と就学実態	黒田 学 …………… 81
第7章 インドにおける障害者教育と法制度	浅野宜之 …………… 93

調査研究報告書

新領域研究センター 2012-C-39

「開発途上国の障害者教育－教育法制と就学実態」研究会

2013年3月31日発行

発行所 独立行政法人日本貿易振興機構

アジア経済研究所

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3-2-2

電話 043-299-9500

無断複写・複製・転載などを禁じます。
